

企業の農業参入の動向と地域性

東京農業大学国際食料情報学部 助教 古田恒平

改めて企業の農業参入が注目されようとしている。

農林水産省は令和8年度予算概算要求のなかで、「地域計画の実現に向けた支援」の柱として「受け手不在農地解消のための外部からの担い手の誘致」を置いた。また、その基礎作業として、令和7年度補正予算でも「地域外からの担い手参入促進緊急対策」を盛り込んでいる。いずれも、企業の農業参入の推進と関わるものである。

本稿では、地域性に着目して企業の農業参入の動向を解説し、「受け手不在農地」対策としての企業参入について若干の検討をしたい。

1 企業の農業参入とは

企業が農業を行う場合、制度的には、農地権利(所有権、賃借権)を取得するかどうかで大きく分かれる。

長らく農地法は、原則として耕作者以外の農地権利取得を制限していたため、企業が農地を買ったり借りたりすることはできなかった。しかし、2009年に抜本的な改正が行われ、農地賃借権取得の要件としては個人や法人を実質的に問わなくなった。「企業の農業参入」として政策的に推進されてきたのは、こうした農地権利取得を伴う企業参入のことである。一方で、農作業受託や畜産、植物工場などは農地権利を取得せずとも実施可能であるため、上記の規制緩和がされる以前からこうした営農形態での企業参入はあった。本稿では、前者の農地権利取得を伴う「企業の農業

参入」(以下、企業参入)に対象を限定することをお断りしておく。

農地権利取得に関わる企業参入はさらに、農地所有適格法人(旧・農業生産法人)に出資する場合と、企業が直接農地を借りる場合に分かれる。

企業から出資を受けていると思われる株式会社形態の農地所有適格法人は、2017年531法人から2021年1,065法人と5年間で倍増している(農林水産省経営局・令和4年農地制度研究会資料「農地法制をめぐる現状と課題」)。一方、企業が直接農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人である「リース法人」としてカウントされている(リース法人には、NPOや市町村公社など、企業以外も含まれる)。そのリース法人の数も2009年農地法改正以降の15年間に平均280件／年ペースで増加しており、2024年時点で4,544件に達している(農林水産省経営局「リース法人の参入状況(令和6年1月1日現在)」)。これは、法人の農業経営体33,000法人(2025年農林業センサス)の約14%に相当する数である。

2 企業参入の地域性

以上のとおり企業参入は増加傾向にあるといえるが、その実態には地域性が伴っている。ここではリース法人に焦点を当てて、その特徴をみていこう。

まず、リース法人数が多い上位10都道府県を並べると、静岡、兵庫、埼玉、山梨、長野、愛知、福島、茨城、広島、岡山となる。長野

県と福島県を除くと、これら上位県は太平洋ベルト地帯に属していることがわかる。2009年農地法改正前の部分的な規制緩和の段階では、島根、新潟、青森、鳥取、鹿児島などむしろ大都市から離れた地域でリース法人が多くなったのだが、近年は人口が集中する地域で企業参入が盛んになっている。人口減少の著しい地域ほど農業の担い手問題も深刻であることを想定すれば、企業参入の推進にあたっては留意すべき傾向だろう。

もう一つは、企業と参入地域の立地的な関係についてである。第1表には、詳細なデータが得られた埼玉県、島根県について、リース法人の所在地別に参入数を整理した。埼玉県では、県外からの参入が18%に及び、市町村内の法人は6割程度にとどまる。一方で、旧制度で参入が多かった島根県では、市町村内の法人だけで9割程を占める。

ここから二つのことが言えるだろう。一つは、埼玉県に代表される近年の参入トレンドを示す地域では、地域外からの参入が一定数を占めていることである。逆に、島根県に代表される大都市から離れる地域では、地域外からの参入はごく少数である。

もう一つは、しかしながら、両県とも市町村内の法人が農業を始めるケースが多数派ということである。現地法人を立ち上げれば市町村内の法人にカウントされるなど、割り引いて考えるべき要素はあるが、「企業参入＝地域外からの参入」ではないことは示唆的である。

3 「外部からの担い手」としての企業

企業参入というと、地域の外から、これまで直接は農業と関わりの無かった企業がやってくるようなイメージが一般的と思われる。この場合、地域外から、農業外の企業が参入す

第1表 所在地別のリース法人数

	埼玉県	島根県
総計	265(100)	59(100)
市町村内	152(57.4)	52(88.1)
他市町村	65(24.5)	3(5.1)
県外	48(18.1)	4(6.8)

資料 各県提供資料より作成(数値は2021年6月時点)。既に撤退した法人等も含む。

るため、二重の意味で外部からの参入である。

この二つの「外部」性にもとづいて、改めて「外部からの担い手」を類型化すると、①地域外×農業外、②地域外×農業内、③地域内×農業外という3パターンが想定できる。図式的に言えば、①は都市に本社を置く企業、②は複数地域に農場を展開する農業法人、③は地元企業といったかたちになる。

先にみた参入動向から示唆されたのは、①のような一般的なイメージどおりの企業参入も増えてはいるが、数でいうと③の地元企業タイプがむしろメジャーだということである。よって、「受け手不在農地」対策としての企業参入を進める場合、外部からの誘致とともに、地域内部での掘り起こし(地元企業に農業参入を促す)という二方面作戦が有効だろう。

地元企業の掘り起こしをする場合、農地の集約化とともに、販路の確保や技術支援などによって参入のハードルを下げることが重要と考える。特に、その地域で何を栽培し、どのように売ればよいかという情報は、参入による収入見込みを立てるうえで不可欠である。都道府県や市町村、農業委員会などの役割分担のなかで、JAのリーダーシップが期待されるところである。

(ふるた こうへい)